

千葉県告示 第530号

地方自治法第231条の2の2の規定により、使用料の指定納付受託納付者を次のとおり指定したので、同条の2の3の2の規定により告示します。

令和4年 6月 22日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 相手先  
東京都港区海岸1丁目7番1号東京ポートシティ竹芝オフィスタワー  
SBペイメントサービス株式会社  
代表取締役社長 榛葉 淳
- 2 施設名  
千葉市動物公園
- 3 履行期間  
令和4年6月23日から令和5年3月31日まで